個人識別符号

特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供する とめに変換した文字、番号、記号その他の符号であって、 当該特定の個人を識別することができるもののうち政令で 定めるもの 「数のである。」 「数のである。」 「数のである。」 「数のである。 「数のである。」 「数のである。 「数のである。」 「数のである。 「数のである。」 「数のである。 「数のである。 「数のである。」 「数のである。 「数のである。 「数のである。」 「数のである。 「数のである。 「数のである。」 「ないのでは、より形成される線状の模様 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状 指紋又は掌紋 指紋又は掌紋 「指紋又は掌紋」 「数のである。 「ないて定まるを、の静脈の形状 ないて定まるその静脈の形状 をいるである。 「ないて定まるを、の静脈の形状 をいるである。 「ないて定まるを、の神脈のがはないには、ないである。 「ないて定まるを、の神脈の形状 をいるでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	
とができるもののうち政令で 定めるもの	
発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状 指紋又は掌紋 個人に提供される役務の利用 若しくは個人に販売される商	
の変化 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状 指紋又は掌紋 個人に提供される役務の利用 若しくは個人に販売される商	
手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状 指紋又は掌紋 個人に提供される役務の利用	
個人に提供される役務の利用 若しくは個人に販売される商 旅券の番号	
個人に提供される役務の利用 若しくは個人に販売される商	
者しくは個人に販売される商	
れ、又は個人に発行される	
れ、若しくは電磁的方式によ 住氏票コート	
り記録された文字、番号、記個人番号号であって、そ	
あれ 男女サーノは埋き者もは	
の利用者者しては購入者又は 発行を受ける者ごとに異なる ものとなるように割り当てら 務省令で定める文字、番号、記号その他の符号 ・のとなるように割り当てら	
れ、又は記載され、若しくは	
記録されることにより、特定 その他前各号に準ずるものとして総務省令で定める文字、番 健康保険被保険者証の記号、番号及び保険者番号 の利用者若しくは購入者又は 号、記号その他の符号 はカーロのカットの カーフェー・ファック アン・ファック ファック アン・ファック アン・ファン・ファック アン・ファン・ファック アン・ファン・ファン・ファン・ファン アン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファ	
発行を受ける者を識別するこ	
とができるもののち政令で定 めるもの	
船員保険高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号	
出入国管理及び難民認定法第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号	
出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号	
私立学校教職員共済加入者証の加入者番号	
私立学校教職員共済加入者被扶養者証の加入者番号	
私立学校教職員共済高齢受給者証の加入者番号	
国民健康保険高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号	
国家公務員共済組合組合員証の記号、番号及び保険者番号	
国家公務員共済組合組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号	
国家公務員共済組合高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号	
国家公務員共済組合船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号	
地方公務員等共済組合組合員証の記号、番号及び保険者番号	
地方公務員等共済組組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号	
地方公務員等共済組合高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号	
地方公務員等共済組合船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号	
雇用保険被保険者証の被保険者番号	
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第八条第一項第三	三号の特別永住者証明書の番号